

構造用パネルについての製造業者の 認定の技術的基準

(平成12年6月9日)
(農林水産省告示第816号)

最終改正 平成15年3月28日農林水産省告示第548号

一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設

1 製造施設

(1) 作業場

諸設備を収容し、かつ、作業を行うのに支障のない広さ及び明るさを有すること。

(2) 機械器具

次の表の左欄に掲げる機械器具（安定した能力を有し、連続した生産が可能であり、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる条件に適合しているものに限る。）を有すること。

機 械 器 具	条 件
小 片 製 造 機	著しい厚さむらのない木材の小片が切削できるものであること。
小 片 乾 燥 機	木材の小片を自動的に連続乾燥できるものであって、設定した含水率に均一に調整できるものであること。
ふ る い 分 け 機	木材の小片をその大きさに応じて2段階以上にふるい分けできるものであること。
ブ レ ン ダ ー	木材の小片と接着剤等を混合できるものであって、木材の小片の供給量に応じて接着剤等の添加量を調整できるとともに接着剤等の添加後の木材の小片の含水率を均一に調整できるものであること。
成 形 機	接着剤等を添加した木材の小片を設定した厚さに均一に散布できるものであること。
パ ネ ル 用 コ ー ル ド プ レ ス	各接着層に均一に圧縮圧力を加えることができるものであって、圧縮速度を調整できるものであること。

パ ネ ル 用 ホ ツ ト プ レ ス	各接着層を加熱するとともに、均一に圧縮圧力を加え、その圧力を維持する機能を有するものであること。
ダ ブ ル サイ ダー 又 は ダ ブ ル ソ ー	パネルの幅及び長さが正しく切断できるものであること。

2 保管施設

製品の保管施設は、適当な広さを有し、製品の品質を保持できるものであること。

3 品質管理施設

次の機械器具を有する適当な広さの施設を有すること。

- (1) ダイアルゲージ又はマイクロメーターその他の計量器具
- (2) 第三者機関による検定証明を定期的を取得しない場合にあっては、(1)に規定するもののほか、次に掲げる機械器具。ただし、エからクまでに掲げる機械器具にあってはホルムアルデヒド放散量についての表示をする場合に限る。

ア パネル用引張り試験機

イ 恒温乾燥器

ウ 曲げ試験機

エ ガラスデシケーター

オ 分光光度計

カ 恒温器

キ ガラス器具

ク 雑器具

4 格付のための施設

- (1) 検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設を有すること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有すること。ただし、格付のための試料の検査を自ら行わない場合、サからソまでに掲げる機械器具にあってはホルムアルデヒド放散量についての表示をしない場合を除く。

ア パネル用引張り試験機

イ 恒温乾燥器

ウ 曲げ試験機

エ 煮沸槽

オ 鋼又はアルミブロック

カ 散水処理装置

キ 天びん（感量が0.1 g以下のもの）

ク ダイアルゲージ又はマイクロメーター

ケ 長さ計

コ 丸のご盤

- サ ガラスデシケーター
- シ 分光光度計
- ス 恒温器
- セ ガラス器具
- ソ 雑器具

二 品質管理の実施方法

- 1 三の2に規定する品質管理責任者に、次に掲げる職務を行わせていること。
 - (1) 品質管理（外注管理（製造、検査又は設備の管理の一部を外部の者に行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下同じ。）に関する計画の立案及び推進
 - (2) 内部規程の制定、確認及び改廃についての統括
 - (3) 従業員に対する品質管理に関する教育訓練の推進
 - (4) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
- 2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
 - (1) 原材料及び製品並びに各製造工程についての品質管理に関する事項
 - (2) 製造及び品質管理の機械器具の管理に関する事項
 - (3) 工程において発生した不良品及び異常についての処置に関する事項
 - (4) 苦情処理に関する事項
 - (5) 品質管理記録の作成及び保存に関する事項
 - (6) 品質管理の実施状況についての内部監査に関する事項
 - (7) 品質管理の実施状況についての認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 3 内部規程に基づいて品質管理を適切に行っていること。
- 4 品質管理の結果、製品の品質が安定していること。
- 5 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 品質管理を担当する者の資格及び人数

- 1 品質管理担当者
品質管理担当者として、構造用パネルの製造又は試験研究に1年以上従事した経験を有する者（3に規定する者を除く。）が1人以上置かれていること。
- 2 品質管理責任者
品質管理責任者として、品質管理担当者の中から、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において構造用パネルの品質管理に関する課程を修了したものが1人選任されていること。
- 3 製品の材面の品質担当者
製品の材面の品質検査担当者として、次のいずれにも適合する者が2人以上置かれていること。
 - (1) 構造用パネルの選別業務に6月以上従事した経験を有すること。

- (2) 認定機関の指定する研修において構造用パネルに係る選別技術を修得していること。

四 格付の組織及び実施方法

1 格付の組織

格付を行う部門が、製造部門及び営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

2 格付の実施方法

- (1) 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。ただし、イ、オ及びキに掲げる事項については、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

ア 試料の抽出に関する事項

イ 試料の検査に関する事項

ウ 格付の表示に関する事項

エ 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項

オ 格付のための機械器具の管理に関する事項

カ 記録の作成及び保存に関する事項

キ 格付の実施状況についての内部監査に関する事項

ク 格付の実施状況についての認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

- (2) 五の1に規定する格付検査担当者の資格を有する者が置かれていない等の理由により自ら試料の検査を行うことができない場合にあっては、構造用パネルの試料の検査を適正に行い得る機械器具及び人員を有するもの（役員、構成員又は職員の構成が試料の検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）と委託契約を締結し、格付のための試料の検査を行わせ、かつ、当該試料の検査の結果に基づき格付を行うこと。

- (3) 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実と認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付検査担当者

格付検査担当者として、次のいずれかに該当し、かつ、認定機関の指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講している者が1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校で林業、林産若しくは工業に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの

- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校で林業、林産若しくは工業に関する授業科目の

単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に2年以上従事した経験を有するもの

- (3) (1)に掲げる学校で林業、林産若しくは工業に関する授業科目以外の科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
- (4) (2)に掲げる学校で林業、林産若しくは工業に関する授業科目以外の科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に3年以上従事した経験を有するもの
- (5) (1)から(4)までのいずれかに該当する者以外の者で、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に5年以上従事した経験を有するもの

2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者であって、かつ、三の2に規定する品質管理責任者以外の者から講習会において構造用パネルの格付に関する課程を修了したものが1人選任されていること。

3 格付担当者

格付のための試料の検査を自ら行わない場合にあつては、格付検査担当者及び格付責任者に代えて、格付担当者として、三の3の(1)及び(2)のいずれにも該当する者であつて、講習会において構造用パネルの格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていること。

施行期日（平成12年6月9日農林水産省告示第816号前文）

平成12年6月10日から施行する。

附則（平成15年3月28日農林水産省告示第548号）

- 1 この告示は、平成15年3月29日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第1項の規定に基づき農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けている農林物資の製造業者及び同法第19条の3第1項の規定に基づき農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けている農林物資の外国製造業者については、平成15年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。